

福生青年会議所
役員選任の方法に関する規定

第1章 目的

第1条 本規定は、本会議所定款第30条により、本会議所の次年度の役員（理事長、副理事長、専務理事、財務理事、理事、監事）の選出方法を定めたものである。

第2章 理事長・監事・選出委員及び理事の選出のための選挙管理委員会

第2条 理事長・監事の選出委員及び理事の選挙により選出するため、その選挙の管理及び執行を行なう機関として選挙管理委員会を置く。

（以下選挙管理委員会と称する）

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名の定員5名とし、委員長は理事のうちから、委員は正会員のうちから当該理事長が理事会の承認を得て毎年4月30日迄に各々指名により選出する。

2. 委員の欠員を生じたときは、その補欠は前項に準じ理事長がこれを指名する。

第4条 選挙管理委員会の任期は委員会設置の日より4ヶ月とする。但し、理事会の決議により任期を延期することができる。

第5条 委員長は、選挙管理委員会の議事を整理し、委員会を代表して、選挙の管理及び執行に関して、責に任ずる。

第6条 選挙管理委員会の議事は全委員の総意をもってこれを決する。

第3章 理事長・監事の選出委員会

第7条 次年度の理事長及び監事を選出するために理事長、監事選出委員会をおく。

（以下選出委員会と称する）

第8条 選出委員会は現在の理事及び理事経験者7名によって組織され、委員長には現在の理事長がこれにあたる。

第9条 6名の選出委員は5月の例会出席者により3名連記無記名投票によって選出する。尚最低位同得票の場合には、選出委員会の合意により決する。

第10条 選出委員会の被選挙人は、理事経験者で4月30日において正会員であるものとする。

第4章 理事長・監事の選出

第11条 選出委員会は、委員全員の合意によって次年度の理事長1名及び次年度監事2名を選出する。

但し、委員会は5分の4以上の委員の出席を要し、選出委員会の総意により決する。

第12条 前条によって選出される次年度理事長及び監事は当該年度の4月30日現在に於いて、正会員たることを要する。但し、下記に掲げるものは被選挙人となり得ない。

(1) 会費の納入を遅滞しているもの。

(2) 次年度に於いて正会員の資格なきもの。

(3) 副理事長・専務理事・財務理事・理事の経験なきもの。

2. 前項の規程に関わらず監事については必要に応じて正会員以外のものから選出することができる。

第13条 選出委員会は第11条により選出された次年度理事長、監事の氏名を遅くとも6月に開催される理事会までに通知しなければならない。

第5章 理事選挙

第14条 次年度の理事（理事長を除く）のうち4月30日現在の正会員の10%（端数切捨）の理事は、正会員の直接選挙により選出する。次年度の理事の数は理事選挙の当選者の確定する前までに次年度理事長予定者が決定する。

第15条 4月30日現在の正会員は、次年度の理事の選挙権を有する。但し、会費の納入を遅滞しているものを除く。

第16条 4月30日現在の正会員は、次年度の理事の被選挙権を有する。但し、下記に掲げるものは除く。

- (1) 選出委員会において、次年度の理事長及び監事に選出されたもの。
- (2) 次年度において正会員の資格なきもの。
- (3) 会費の納入を遅滞しているもの。
- (4) 前年度の例会及び総会の出席率 50%未満のもので、かつ直前 1 年間の例会及び総会の出席率 50%未満のもの。

第 17 条 選挙管理委員会は、正会員の資格を調査し、選挙人及び被選挙人名簿を作成した上、5 月 30 日迄に 5 日間本会議所に備え付けて正会員の従覧に供しなければならない。

第 18 条 前条名簿に脱漏または誤載があった場合は、当該有権者において従閲期間に理由を記載した文書を以って、選挙管理委員会に意義を申し立てることができる。
異議申立があった場合、委員会は速やかにこれを調査し、意義を認めた場合選挙人名簿及び被選挙人名簿への追加、或いは更正を異議申立日より 5 日以内にこれをなし、且つ遅滞なくその決定を告知しなければならない。但し、従閲期間経過後の異議申立は認めない。

第 19 条 選挙管理委員会は、被選挙人名簿を選挙執行日の 3 日前までに到着するよう有権者に交付もしくは送付しなければならない。且つこのとき迄に選出委員会によって選出された次年度の理事長予定者及び監事予定者の氏名を有権者に通知することを要する。

第 20 条 投票は有権者 1 名につき 1 票、被選出者数の連記制とし、且つ無記名とし、有権者は投票日に指定された場所において選挙管理委員会の立会いのもとで選挙人がこれをするか、または指定された日時までに到着した書留郵便によるものとする。但し、後者の場合は、投票用紙をあらかじめ選挙管理委員会に請求することを要する。

第 21 条 開票は選挙管理委員会及び現在の監事の立会いの上、これを行なわなければならない。

第 22 条 得票多数の上位者より順次理事当選者とし、下位に同数得票があつて順位の定まらざる場合には選挙管理委員会の及び現在の監事の立会いの上、当該得票者の当選順位を現在の理事長の抽選により決定する。

第 23 条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、遅滞なく当選者の氏名を理事会の及び正会員に通知しなければならない。

第 6 章 理事・副理事長・専務理事・財務理事の指名選出

第 24 条 次年度の理事長は、前章に定める理事選挙により、その当選者が確定した日から 21 日以内に、残りの理事を指名により選出する。

2. 次年度の理事長によって指名選出される専務理事及び副理事長、財務理事、理事は当該年度の 4 月 30 日現在における正会員たることを要する。但し、次年度の理事長が特に必要と認めるときは、この規程にかかわらず以外の者から選出することができる。

3. 但し、下記に掲げるものは、いかなる場合も被選者となり得ない。

- (1) 選出委員会において監事に選出せられたもの。
- (2) 第 5 章に定める理事選挙によって当選が確定したもの。
- (3) 次年度において正会員の資格なきもの。
- (4) 会費の納入の遅滞しているもの。

第 25 条 次年度の理事長は、前条の理事の指名選出後直ちに選挙により選出された理事及び指名により選出された理事の全員の中から次年度の副理事長 2 名以上 4 名以内、専務理事 1 名、財務理事 1 名を指名選出する。

第 26 条 次年度の理事長は選出された次年度の理事及び副理事長、専務理事、財務理事の氏名を当該年度中開催される総会の前迄に理事会に通知しなければならない。

第 7 章 通知・報告・承認

第 27 条 現在の理事長は本規定の定めるところによるところによって選出された次年度の役員の氏名を速やかに全会員に通知しなければならない。

第 28 条 現在の理事長は、当該年度中に開催される総会において、選出せられた次年度の役員を改めて報告するとともに役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

第8章 役員の補充選任

第29条 本規定によって選出された役員に欠員が生じその補充の必要が生じたときは、当該年度理事長が正会員の中より指名によって選出し、補充する。その指名選出は第24条に準じて行なうものとする。

現在の理事長は役員の補充選出が行われた以後最初の総会において役員の選出に関する経過の概要を説明し、総会の承認を得なければならない。

細則

第30条本規定の執行に関する細則は理事会の決議を以って定める。

附則

本規定は1978年8月20日より施行する。

但し、第16条の(4)は、1979年8月20日より施行する。